令和６年度

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

藤　　沢　　市

藤沢市監査委員

目　　次

報告第２０号
令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について　…　　1

健全化判断比率審査意見書　……　　5

資金不足比率審査意見書（下水道事業費特別会計）……　　9

資金不足比率審査意見書（市民病院事業会計）……　１１

報告第２０号

令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により令和６年度決算に基づく健全化判断比率を、及び同法第２２条第１項の規定により同決算に基づく資金不足比率をそれぞれ監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

２０２５年（令和７年）９月２４日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

１　健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により算定した令和６年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりである。

健全化判断比率	比　率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－　％ （▲７．５８％）	１１．２５％	２０％
連結実質赤字比率	－　％ （▲１９．６８％）	１６．２５％	３０％
実質公債費比率	５．３％	２５％	３５％
将来負担比率	４６．４％	３５０％	

（注）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率の比率欄「－％」は、それぞれ比率の算定の結果、「実質赤字額がない」ことを表している。参考として（　　）にマイナスの比率を表記している。

（各指標の説明と算式）

⑴　実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表している。

$$算　式　＝\frac{実質赤字額}{標準財政規模}$$

⑵　連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、公営企業を含む地方公共団体の会計全体に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表している。

$$算　式　＝\frac{連結実質赤字額}{標準財政規模}$$

⑶　実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、市債の償還額（公債費）の大きさを財政規模に対する割合で表している。

$$算　式　＝\frac{（市債の元利償還金＋A＋B）－（C＋D）}{標準財政規模－D}$$

A＝公債費に準ずる債務負担行為

B＝公営企業債の償還に充当した一般会計繰出金

C＝都市計画事業に係る市債償還額に充当した都市計画税等の特定財源

D＝災害復旧費等に係る基準財政需要額

⑷　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、市債をはじめ現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表している。

$$算　式　＝\frac{将来負担額－（充当可能基金額＋充当可能特定歳入＋A）}{標準財政規模－B}$$

A＝市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

B＝災害復旧費等に係る基準財政需要額

２　資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により算定した令和６年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率は、次のとおりである。

公営企業に係る特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業費特別会計	－　％ （▲２７．３％）	２０％
市民病院事業会計	－　％ （▲３４．２％）	

（注）資金不足比率の欄「－％」は、資金不足比率の算定の結果、「資金不足額がない」ことを表している。参考として（　）にマイナスの比率を表記している。

（資金不足比率の説明と算式）

各公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率であり、病院、下水道等の公営企業における資金不足を料金収入等の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表している。

$$\text{算　式} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

参　考

地方公共団体の財政の健全化に関する法律　抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第３条　地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

（資金不足比率の公表等）

第２２条　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

２０２５年（令和７年）８月２９日

藤沢市長　鈴　木　恒　夫　様

藤沢市監査委員　中　川　　隆
藤沢市監査委員　岸　本　寛　之
藤沢市監査委員　石　井　世　悟
藤沢市監査委員　友　田　宗　也

令和６年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された令和６年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を藤沢市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和６年度健全化判断比率審査意見書

Ⅰ　審査の種類

令和６年度健全化判断比率審査

Ⅱ　審査の対象

１　実質赤字比率

２　連結実質赤字比率

３　実質公債費比率

４　将来負担比率

Ⅲ　審査の期間

２０２５年（令和７年）７月２３日から８月２０日まで

Ⅳ　審査の着眼点

１　市長から提出された令和６年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているか。

２　法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないか。

３　法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか。

Ⅴ　審査の実施内容

藤沢市監査基準に準拠して、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用し審査を実施した。

Ⅵ　審査の結果

１　総合意見

審査に付された令和６年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	－	１１．２５
連結実質赤字比率	－	－	－	－	１６．２５
実質公債費比率	４．０	４．８	５．２	５．３	２５．０
将来負担比率	５１．２	４６．４	４５．２	４６．４	３５０．０

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「－」で表示している。

2　個別意見

（1）実質赤字比率について

令和６年度の実質赤字比率を参考までに算定するとマイナス 7.58％となっており、前年度の同比率マイナス 6.85％と比較すると 0.73 ポイント改善している。早期健全化基準の 11.25％と比較すると 18.83 ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

（2）連結実質赤字比率について

令和６年度の連結実質赤字比率を参考までに算定するとマイナス 19.68％となっており、前年度の同比率マイナス 19.51％と比較すると 0.17 ポイント改善している。早期健全化基準の 16.25％と比較すると 35.93 ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

（3）実質公債費比率について

令和６年度の実質公債費比率は 5.3％となっており、前年度の 5.2％と比較すると 0.1 ポイント悪化しているが、早期健全化基準の 25.0％と比較すると 19.7 ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

（4）将来負担比率について

令和６年度の将来負担比率は 46.4％となっており、前年度の 45.2％と比較すると 1.2 ポイント悪化しているが、早期健全化基準の 350.0％と比較すると 303.6 ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

２０２５年（令和７年）８月２９日

藤沢市長　鈴　木　恒　夫　様

藤沢市監査委員　中　川　　隆
藤沢市監査委員　岸　本　寛　之
藤沢市監査委員　石　井　世　悟
藤沢市監査委員　友　田　宗　也

令和６年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された令和６年度決算に基づく下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を藤沢市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和６年度資金不足比率審査意見書

Ⅰ　審査の種類

令和６年度資金不足比率審査

Ⅱ　審査の対象

令和６年度下水道事業費特別会計資金不足比率

Ⅲ　審査の期間

２０２５年（令和７年）７月２３日から８月２０日まで

Ⅳ　審査の着眼点

１　市長から提出された令和６年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているか。

２　法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。

３　法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。

Ⅴ　審査の実施内容

藤沢市監査基準に準拠して、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用し審査を実施した。

Ⅵ　審査の結果

１　総合意見

審査に付された令和６年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

比　　率　　名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	－	－	２０．０

（注）資金不足が発生していないため、資金不足比率は「－」で表示している。

２　個別意見

令和６年度の資金不足比率を参考までに算定するとマイナス 27.3％となっており、前年度の同比率マイナス 26.3％と比較すると 1.0 ポイント改善している。経営健全化基準の 20.0％と比較してみても 47.3 ポイント下回っており、良好な状態にあると認める。

３　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

２０２５年（令和７年）８月２９日

藤沢市長　鈴　木　恒　夫　様

藤沢市監査委員　中　川　　隆
藤沢市監査委員　岸　本　寛　之
藤沢市監査委員　石　井　世　悟
藤沢市監査委員　友　田　宗　也

令和６年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された令和６年度決算に基づく市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を藤沢市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和６年度資金不足比率審査意見書

Ⅰ　審査の種類

令和６年度資金不足比率審査

Ⅱ　審査の対象

令和６年度市民病院事業会計資金不足比率

Ⅲ　審査の期間

２０２５年（令和７年）７月２３日から８月２０日まで

Ⅳ　審査の着眼点

１　市長から提出された令和６年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているか。

２　法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。

３　法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。

Ⅴ　審査の実施内容

藤沢市監査基準に準拠して、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用し審査を実施した。

Ⅵ　審査の結果

１　総合意見

審査に付された令和６年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

比　　率　　名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	－	－	２０．０

（注）資金不足が発生していないため、資金不足比率は「－」で表示している。

２　個別意見

令和６年度の資金不足比率を参考までに算定するとマイナス 34.2％となっており、前年度の同比率マイナス 43.4％と比較すると 9.2 ポイント悪化しているが、経営健全化基準の 20.0％と比較すると 54.2 ポイント下回っており、良好な状態にあると認める。

３　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。